

愛川町公告

愛川町契約規則（昭和39年愛川町規則第9号）第6条の規定により、「令和8年度 町道三増5133号線復元測量業務委託」について、次のとおり条件付一般競争入札を執行する。

令和8年8月20日

愛川町長 茅 大 夢

1 入札に関する事項

入札番号・委託件名・委託場所・委託概要・履行期間・最低制限価格
別紙「入札案件概要書」のとおりに

2 入札方法等

- (1) かながわ電子入札共同システム内「電子入札システム」により入札等を行う。紙入札は、電子入札運用基準（平成18年4月1日施行）「8 紙入札の取扱い」によるものとする。
 - (2) 入札金額の記載については、次のとおりとする。
 - ア 入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とする。
 - イ 入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わずに、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札すること。
 - ウ 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内（最低制限価格以上）の入札がないときは、再度入札を2回まで行う。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者または1回目の入札で失格となった者は再度入札（2回目の入札）に参加できない。3回目の入札も同様とする。
- ※ 再度入札となった場合は、次のとおりとする。
- ・ 再度（2回目）入札の入札書受付締切予定は初度開札予定日時の概ね30分～1時間後とする。
 - ・ 再々（3回目）入札の入札書受付締切予定は初度開札予定日時の概ね1時間～1時間30分後とする。

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札に参加することができる者は、次に掲げる条件をすべて満たしているものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 公告日現在、愛川町指名停止等措置要綱（平成20年4月1日施行）に基づく指名停止期間中でないこと。
- (3) 参加する者が個人である場合には、その者が、愛川町暴力団排除条例（平成23年愛川町条例第16号。以下「町暴力団排除条例」という。）第2条第4号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められないこと、又は、法人等（法人又は団体をいう。）である場合には、同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等と認められないこと。
- (4) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号。以下「県暴力団排除条例」という。）第23条第1項に違反したと認められないこと。
- (5) 県暴力団排除条例第23条第2項に違反したと認められないこと。
- (6) 町暴力団排除条例第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと、又は参加する者の支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者が、暴力団員等と密接な関係を有すると認められないこと。
- (7) 別紙「入札案件概要書」に定める参加条件（認定済営業種目・細目、本店所在地、必要とする資格、履行実績）に該当すること。
- (8) 愛川町契約規則に基づく令和7年・8年度競争入札参加資格認定業者として認定されていること。
- (9) 委託の実績
 - ア 別紙「入札案件概要書」に定める「履行実績」の条件に該当する実績があること。
 - イ 確認書類（落札候補者が提出するもの）
 - (ア) 契約書の写し又はテクリス（TECRIS：測量調査設計業務実績情報システム）の「登録内容確認書」の写しを財務部管財契約課へ持参又はFAX（046-286-5021）により提出すること。ただし、FAXにより提出した場合は、財務部管財契約課（046-285-2111（内線3266・3267））へ電話にて確認の連絡をすること。
 - (イ) 契約書の写しの場合は、変更契約分まで提出すること。
 - (ウ) 契約書により委託内容が確認できない場合は、内訳書などの委託内容が確認できる書類を別途提出すること。

4 入札参加申請及び入札に関する事項

別紙「入札案件概要書」のとおり

注：入札参加資格の有無については、確認通知書により行う。

注：入札書受付締切日時は、紙入札の場合も同様とする。

5 入札参加資格の喪失に関する事項

- (1) 入札参加を認められた後、入札書提出期限までに公告で定めた入札参加の資格を満たさなくなったときは、入札の参加資格を喪失し、失格とする。
- (2) 入札参加資格を喪失した入札参加者は、速やかに電話等で財務部管財契約課（046-285-2111(内線 3266・3267)）まで連絡し、入札参加資格喪失届（様式1）を必ず提出すること。

6 契約条項を示す場所

財務部管財契約課

7 入札説明書（設計書、仕様書等）に関する事項

- (1) 入札説明書（設計書、仕様書等）は、かながわ電子入札共同システムで発行する「競争参加資格確認通知書」の理由または条件欄に記載したパスワードにより、入札情報サービスシステムからダウンロード可。
- (2) 質問提出期限及び質問回答日時は「入札案件概要書」のとおり
※質問は、電子入札システム「説明要求」メニューを使用してください。

8 入札保証金に関する事項

愛川町契約規則第7条第2項第3号により免除とする。

9 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 入札参加を確認した者で、落札決定までに「3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の(1)から(7)までのいずれかを満たさなくなった者がした入札
- (2) 愛川町契約規則第19条に該当する入札若しくは同規則に違反した入札
- (3) ICカード登録後に変更が生じているにもかかわらず、届け出なく入札に参加した入札書
- (4) 他人名義のICカードを不正に取得し、使用して行った入札書
- (5) ICカードを不正に使用した入札書
- (6) 開札後、審査を要する入札について、審査の結果、適正な入札と認め難い入札書
- (7) 次に掲げる不備があった紙入札書
 - ア 入札者等の記名押印及び訂正印がないもの
 - イ 金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明なもの
 - ウ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの
 - エ 公告に示した案件名の記載がないもの
 - オ 所定の日時までに到達しないもの
 - カ 封筒に入札書を2通以上入れたもの
 - キ その他事前に示した項目の記載が漏れているもの
 - ク 紙入札承認を受けていないもの

10 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で、最低制限価格を下回らない最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。
- (2) 最低札が同額の場合は、くじ引きにより決定する。
- (3) 落札候補者は、別紙「入札案件概要書」、参加条件に定める確認書類を落札決定日の午前9時から12時までに管財契約課へ提出すること。
- (4) 落札候補者の資格を確認できなかった場合については、当該候補者を失格とし、再度くじ引きを行う。再度くじ引きを行う場合については、システムによることができないことから、システム外で同様の計算式を用いて実施する。
- (5) 落札者決定の連絡は、電子入札システムを通じて行う。落札者決定通知書は「かながわ電子入札共同システム（電子入札システム）」により通知する。

11 入札の中止等

- (1) 入札を公正に執行することができないと判断したときは、入札を中止、延期又は取消しをする。
- (2) 開札した後であっても、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により契約が確定する前に、発注者による、入札執行手続きの誤り又は入札公告や入札説明書の誤りが原因で、入札の公正性が損なわれていることが判明した場合には、入札を取消しとすることがある。
- (3) 入札参加者がいない入札については、中止とする。
- (4) 入札を中止、延期又は取消した場合は、その旨を入札参加者全員に通知する。
- (5) 入札が中止、延期又は取消しとなった場合、入札のために要した費用を愛川町に請求することはできない。

12 契約保証金

愛川町契約規則第39条第1項第8号により免除とする。

13 支払の条件

- (1) 前払金は、契約金額が500万円以上の場合に限り、契約金額の100分の30以内（万円止め）で支払う。
- (2) 完成払とし、部分払はしないものとする。

14 異議の申立て

公告、入札説明書等についての不知又は不明を理由として、入札後に異議を申し立てることはできない。

15 その他

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書の作成を要する。なお、契約書の作成費用は落札者の負担とする。
- (2) 落札決定後、契約締結までの間に、「3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項」の（1）から（7）までのいずれかを満たしていないと認められる場合には、契約を締結しない。
- (3) この公告に規定のない事項については、「愛川町契約規則」及び「電子入札運用基準」によるものとする。